

Q 火災警戒リーダーの具体的役割は？

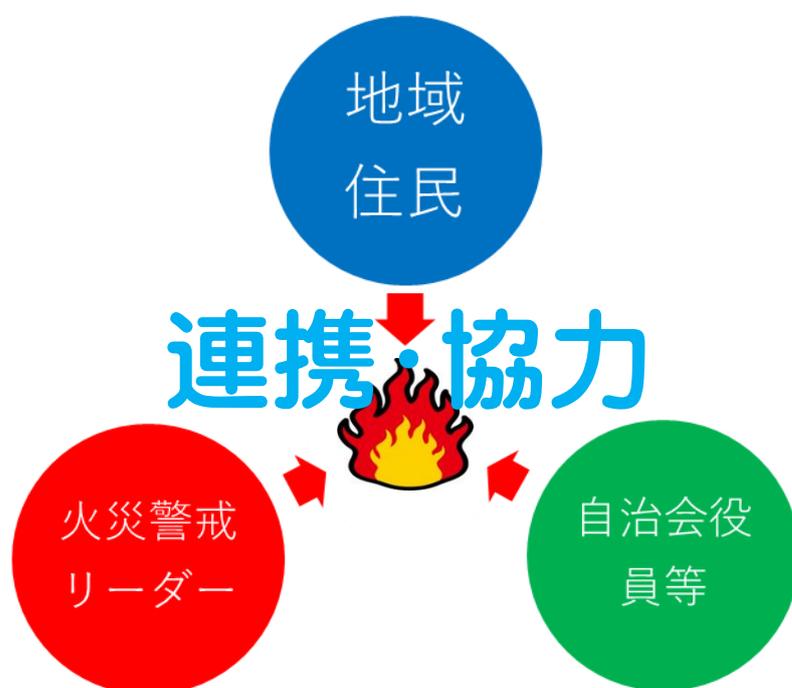
A 地域内で行う野焼きやたき火を見守る役割です。具体的には、地域内で野焼きやたき火を見かけたら、「きちんと消して帰ってよ」、「消火できるもの用意しとる?」、「消防に届出しとる?」など声掛けをしていただきたい。また、風が強い時など危険性が高い時は、別の日に行うよう促していただきたい。

※火災危険がある場合や注意等ができない時は、消防署へ連絡してください。

※特に見回りやパトロールを強制するものではありません。生活する中で、見掛けたらで結構です。

【地域見守り体制】

「自分たちの地域は自分たちで守る」



Q 火災警戒リーダーは誰が適任か？

A 自治会役員以外にも消防団員、防災士、消防職団員 OB などが適任ですが、どなたでも結構です。

Q 今治市全体で何名選任されるのか？

A 今治市には 859 の単位自治会があるが、市街地など野焼きが行われない箇所については地区自治会で 1 名の選出としています。今治市全体で 500 人程度と想定しています。

Q 火災警戒リーダーは各自治会に 1 名で良いのか？

A 推薦者は 1 名でかまいませんが、機会があれば地域住民に活動を周知していただき、地域の皆さんで見守る体制を構築していただきたい。

Q 野焼きは禁止なのか？

A 野焼きは廃棄物処理法で原則禁止です。次のような場合は例外で認められています。

- ・風俗習慣や宗教上の行事のために必要な焼却
- ・農業、林業、漁業を営むためにやむを得ず行う焼却

※例外に該当する場合でも炎・煙・臭いなどに気を配り、周囲に悪影響を与えないようにする義務があります。家庭から出たごみや、事業所から出たごみを一緒に燃やす行為は認められません。

Q 野焼きなどする場所がない市街地(団地)でも必要か？

A 野焼きやたき火は畑や田だけで行うものではありません。他にも空地、海岸、河川敷であったり、庭先でも剪定木を燃やす場合もありますので、地域で1名は選任していただきたい。

Q 自分の住む地域でたき火や野焼きが原因で火災が発生した場合に責任を問われるのか？

A 火災警戒リーダーに一切の責任はありません。すべての責任は火災を起こした行為者です。

Q 研修等で集まることがあるのか？また、報告書などはあるのか？

A 研修は考えていませんが、野焼きやたき火が原因で発生した件数等は情報共有したいと思っています。また、地域住民に注意喚起を行っても報告は必要ありません。

Q 手当や報酬は？

A 「自分たちの地域は自分たちで守る」を主眼としており、ボランティアでお願いしています。

Q 火災警戒リーダーの任期は？

A 今治市火災警戒リーダー制度実施要綱に記載のとおり、任期は推薦が受理された日から年度末までとなっています。年度替わりや年度途中での交代は、改めて推薦をしていただきます。

Q 火災警戒リーダーに選任されたら公表されるのか？

A 各自治会の火災警戒リーダーの選任状況を把握するため、消防本部で名簿を作成しますが、公表はしません。

Q 火災警戒リーダーの証明書はあるのか？

A 現在のところ証明書等は考えていませんが、地域住民に注意喚起するうえで必要であれば、検討します。